

令和元年台風第19号による被災自治体に対する

「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づく支援について（第3報）

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、令和元年10月14日に、令和元年台風第19号による被災自治体に対して、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用し、国の「被災市区町村応援職員確保システム」のもと、対口支援（カウンターパート）方式による支援を決定しました。

このたび、下線部分のとおり、追加で対口支援を決定しました。

1 対口支援の状況

決定日	対口支援団体	被災自治体 (対口支援先)	その他
10月14日（月）	名古屋市	長野市（長野県）	総括支援チームの派遣もあり
10月15日（火）	札幌市	石巻市（宮城県）	
10月15日（火）	福岡市	大子町（茨城県）	
10月15日（火）	浜松市	城里町（茨城県）	
<u>10月16日（水）</u>	<u>京都市</u>	<u>水戸市（茨城県）</u>	総括支援チームの派遣もあり
<u>10月16日（水）</u>	<u>新潟市</u>	<u>いわき市（福島県）</u>	

※「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）のもと、国等と緊密に連携し、被災自治体への支援を行います。

2 その他（被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員派遣）

上記以外で、以下のとおり、総括支援チームの派遣を決定しています。

決定日	派遣元	被災自治体 (派遣先)
10月14日（月）	横浜市	足利市（栃木県）
10月14日（月）	神戸市	南相馬市（福島県）

3 参考

(1) 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画について

広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、被災地支援に取り組むことを目的に平成25年12月に策定したものです。

(2) 被災市区町村応援職員確保システム別紙1について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みを定めたものです。

お問合せ先

政策局大都市制度推進課長 高橋 佐織 Tel 045-671-4323
総務局危機管理課長 檜山 明子 Tel 045-671-2062

システムに基づく応援職員の派遣の目的

- (1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- (2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

} 短期の派遣

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



**被災都道府県内の地方公共団体による
応援職員の派遣だけでは対応困難**

＜震度6弱以上の地震が観測された場合等には、総務省が関係機関との間で情報の収集、共有を実施＞

第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

- 都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

被災市区町村応援職員確保現地調整会議

(被災都道府県、被災地域ブロック 幹事都道府県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省)

- 被災市区町村に関する情報収集・共有等

報告

被災市区町村応援職員確保調整本部

(全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省(事務局))

- 情報の収集及び共有
- 総合的な調整及び意思決定

第2段階支援

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

- 全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

第1段階支援だけでは対応困難

都道府県にあつては区域内の市区町村と一体的に支援

(2)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 （「総括支援チーム」の派遣）

「総括支援チーム」とは

- 役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など
- 構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
 - ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者
 - ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

※ 「災害マネジメント」 の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- ・ 推進体制の整備などの管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整など

総括支援チームの
構成イメージ

災害マネジメント総括支援員 (GADM)	(1名)
災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者	(1~2名)
連絡調整要員	(1~2名)

災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

- ① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録
- ② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち都道府県・指定都市が派遣することが基本